

意見書

平成 22 年 7 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メール

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 6 月 29 日付けで公示された接続約款の変更案に関し、下記のとおり、意見を提出します。

記

初期工事費について、NTT は結局の所、キャンペーンと称した永遠に続くかに思われる、実質無料（以前は完全無料）で運営がなされている訳で、工事料金については、下請けの通信建設会社を食わせる為の費用な訳だからどう算出されようが、たいした問題でない様に感じます。しかしながら、そのキャンペーンにおける不平等の方は、問題だと思えます。結局の所、政府指導の下、そのキャンペーンはブロードバンドの普及促進の為に「1 人 1 回」を根拠にそのキャンペーンは行われている訳ですが、同一個人が引越先での再加入による工事費用がキャンペーン対象になるのに対し、B フレッツ（フレッツ光が不提供の時期に契約したから B フレッツを利用していたのに）からフレッツ光に乗り換える際には、工事費用対象となります。ここで「1 人 1 回」の根拠は崩れ去っています。通常の民間企業であれば、初期段階から契約しているお客様を大切にするために最新提供サービスへのバージョンアップに必要となる経費について、無料キャンペーンをするのではないのでしょうか？本来、あるべき姿から逸脱した、消費者目線の無い企業という事になります。NTT の筆頭株主である国が、そう言う指導をしている事は問題視せざるを得ません。この点は、アクセス網の分社化においても、同様の事が言えると思えます。他社利益にしかならない、経営方針を筆頭株主が打ち出し、実行するなど、民間会社では、あり得ない話ですよ。筆頭株主自らが、そんな事をするのなら、他の株主が納得出来るだけの根拠を示さなければいけないと思えます。それは、NTT の社長がすべき話ではなく、国が一般の株主にきっちり説明する事ですから、勘違いな様をお願い致します。民営化されど国営的な企業である事は事実として認識した上で、他企業は 20 年前に新規参入された企業の口車に乗る事が、政策だ言うならちゃんちゃらおかしい話ですよ。